

第27号議案

豊川市道路占用料等に関する条例の一部改正について

豊川市道路占用料等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和4年2月22日提出

豊川市長 竹本幸夫

豊川市道路占用料等に関する条例の一部を改正する条例

豊川市道路占用料等に関する条例（昭和48年豊川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正後				改正前			
(占用料の減免) 第3条 市長は、次に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、同条に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を減免することができる。 (1)～(5) (略) (6) ガス事業法（昭和29年法律第51号） 第2条第12項に規定するガス事業者が設けるガス管 (7)～(12) (略)				(占用料の減免) 第3条 市長は、次に掲げる占用物件に係るものについて、特に必要があると認めるときは、前条の規定にかかわらず、同条に規定する額の範囲内において別に占用料の額を定め、又は占用料を減免することができる。 (1)～(5) (略) (6) ガス事業法（昭和29年法律第51号） 第2条第11項に規定するガス事業者が設けるガス管 (7)～(12) (略)			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
占用の種類	区分	単位	占用料	占用の種類	区分	単位	占用料
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本に	950円	法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本に	1,100円
	第2種電柱	つき1	1,500円		第2種電柱	つき1	1,600円
	第3種電柱	年	2,000円		第3種電柱	年	2,200円
	第1種電話柱		850円		第1種電話柱		940円
	第2種電話柱		1,400円		第2種電話柱		1,500円
	第3種電話柱		1,900円		第3種電話柱		2,100円
	その他の柱		85円		その他の柱		94円

	類		
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	(略)
	地下に設ける電線その他の線類		<u>5円</u>
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>830円</u>
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>510円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>1,700円</u>
	郵便差出箱		<u>720円</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>2,400円</u>
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>1,700円</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>36円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>51円</u>

	類		
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	(略)
	地下に設ける電線その他の線類		<u>6円</u>
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	<u>920円</u>
	地下に設ける変圧器	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>570円</u>
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	<u>1,900円</u>
	郵便差出箱		<u>790円</u>
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	<u>2,300円</u>
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1年	<u>1,900円</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	<u>40円</u>
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		<u>57円</u>

	の				の		
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>77円</u>		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>85円</u>
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>100円</u>		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		<u>110円</u>
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>150円</u>		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>170円</u>
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>200円</u>		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>230円</u>
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>360円</u>		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>400円</u>
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>510円</u>		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		<u>570円</u>
	外径が1メートル以上		<u>1,000円</u>		外径が1メートル以上		<u>1,100円</u>
	の				の		
	法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,700円</u>		法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	占用面積1平方メートルにつき1年	<u>1,900円</u>
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	(略)	(略)	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	(略)	(略)
	上空に設ける通路		<u>1,200円</u>		上空に設ける通路		<u>1,100円</u>
	地下に設ける通路		<u>710円</u>		地下に設ける通路		<u>680円</u>

	その他のもの		<u>1,700円</u>	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	<u>24円</u>	
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	<u>240円</u>	
道路法施行令（昭和27年政令第47号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月 <u>240円</u>	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年 <u>2,400円</u>	
	標識		1本につき1年 <u>1,400円</u>	
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>24円</u>
		その他のもの	1本につき1	<u>240円</u>

	その他のもの		<u>1,900円</u>	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	占有面積1平方メートルにつき1日	<u>23円</u>	
	その他のもの	占有面積1平方メートルにつき1月	<u>230円</u>	
道路法施行令（昭和27年政令第47号。以下「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月 <u>230円</u>	
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年 <u>2,300円</u>	
	標識		1本につき1年 <u>1,500円</u>	
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	<u>23円</u>
		その他のもの	1本につき1	<u>230円</u>

	もの	月	
幕（ 令第 7条 第4 号に 掲げ る工 事用 施設 であ るも のを 除く 。）	祭礼 、縁 日等 に際 し、 一時 的に 設け るも の	その面 積1平 方メー トルに つき1 日	<u>24円</u>
	その 他の もの	その面 積1平 方メー トルに つき1 月	<u>240円</u>
	アー チ	1基に つき1 月	<u>2,400円</u>
	車道 を横 断す るも の その 他の もの		<u>1,200円</u>
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>1,700円</u>
令第7条第3号に掲げる施設			Aに <u>0.033</u> を 乗じて 得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面 積1平 方メー トルに つき1 月	<u>240円</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			<u>170円</u>
備考（略）			

附 則

	もの	月	
幕（ 令第 7条 第4 号に 掲げ る工 事用 施設 であ るも のを 除く 。）	祭礼 、縁 日等 に際 し、 一時 的に 設け るも の	その面 積1平 方メー トルに つき1 日	<u>23円</u>
	その 他の もの	その面 積1平 方メー トルに つき1 月	<u>230円</u>
	アー チ	1基に つき1 月	<u>2,300円</u>
	車道 を横 断す るも の その 他の もの		<u>1,100円</u>
令第7条第2号に掲げる工作物		占有面 積1平 方メー トルに つき1 年	<u>1,900円</u>
令第7条第3号に掲げる施設			Aに <u>0.034</u> を 乗じて 得た額
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占有面 積1平 方メー トルに つき1 月	<u>230円</u>
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			<u>190円</u>
備考（略）			

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、道路占用に係る占用料の適正化を図るとともに、所要の規定の整備を行う必要があるからである。